

電波利用環境委員会報告 概要(案)

～CISPRの審議状況及び会議対処方針について～

令和7年7月28日
電波利用環境委員会
CISPR F作業班

国際無線障害特別委員会(CISPR)の概要等

1 国際無線障害特別委員会(CISPR)について

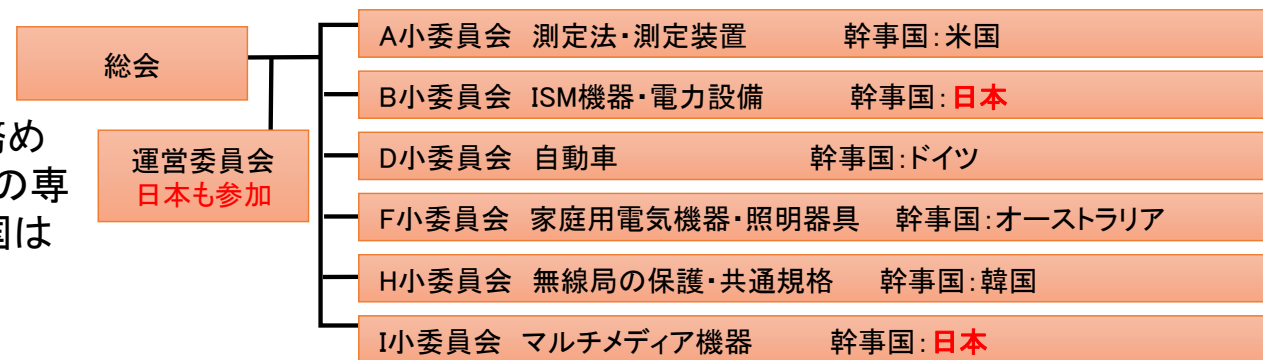
1) 目的・構成員等

- 昭和9年に設立された組織で、現在IEC(国際電気標準会議)の特別委員会
- 目的: 無線障害の原因となる各種機器からの不要電波(妨害波)に関し、その許容値と測定法を国際的に合意することによって国際貿易を促進すること
- 構成員: 電波監理機関、大学・研究機関、産業界、試験機関、放送・通信事業者などからなる各国代表、無線妨害の抑制に関心を持つ国際機関(現在、構成国は41カ国(うち16カ国はオブザーバー))
- CISPRにおいて策定された各規格は、以下のとおり国内規制に反映される

機器の種類	規制法令等
高周波利用設備	電波法(型式制度・個別許可)【総務省】
家電・照明機器	電気用品安全法(法定検査・自主確認)【経産省】
医療機器	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(承認・認証)【厚労省】
マルチメディア機器	VCCI技術基準(自主規制)【VCCI】

2) 組織

- 総会・小委員会全体会議は年1回開催
- B小委員会とI小委員会の幹事国は我が国が務めており、また、運営委員会のメンバーに我が国の専門家が加わるなど、CISPR運営において我が国は主要な役割を担っている



2 本年度の開催概要

- 令和7年9月15日から9月19日までの間、インド ニューデリーにおいて開催予定(B小委員会は9月2日から9月3日まで、H小委員会は9月4日にオンライン会議にて開催予定、D小委員会は2年ごとの開催のため非開催)
- 我が国からは、総務省、各研究機関、各大学、各試験機関及び各工業会等から●名が参加予定

3 基本的な対処方針

- 基本的な対処方針としては、無線通信に対する各電気製品の妨害波の影響を総合的に勘案し、我が国の利益と国際協調を考慮して、大局的に対処

主な審議状況及び対処方針(F小委員会)

F小委員会：家庭用電気機器・照明機器等の妨害波に関する規格を策定

CISPR 14-1「電磁両立性—家庭用電気機器、電動工具及び類似機器に対する要求事項—第1部エミッション」の改定

1) 背景と課題

CISPR 14-1は主に住宅環境で使用する家電機器を対象とするため、その許容値は、いわゆるクラスBレベルで規定されている。

近年では、空調機器を中心に家電機器の大型化が進んでおり、家庭環境では使用することがない大型機器の取扱いについて検討が進んでいる。令和4年サンフランシスコ会議ではCISPR 14-1にクラスA許容値を導入することが望ましいとの結果となった。その後、CISPR 14-1は従来通りのスコープとし、新たにクラスA許容値を持つ規格を作成する方針で審議を進めている。

2) 審議状況

クラスA許容値を持つ規格をCISPR 14-3 Electromagnetic compatibility – Requirements for household appliances, electric tools and similar apparatus – Part 3: Particular emission requirements for Professional Equipment for Commercial and Light-Industrial Locationsとして新規に作成する方針。

近くNPを発行予定。

3) 対処方針

CISPR 14-1とCISPR 14-3のスコープについて、CISPR 14-1 フラグメント1の第3 CDおよび上記NPを確認し、CISPR 14-2のタイトルとの整合性をふまえて我が国の意見に沿って対処する。

CISPR 14-1とCISPR 14-3の スコープのイメージ



クラスA: 商業・軽工業環境、工業環境で使用する機器に適用できる許容値

クラスB: 住宅環境で使用する機器に適用する許容値

クラスA許容値 > クラスB許容値